

いつでも、どこでも、スマホやパソコンから行政手続きができます！

「五所川原市電子申請・届出システム」を利用することで、行政手続きをオンラインで行うことができるようになりました。電子申請に対応する手続きを今後増やしていきます。ぜひご利用ください。

システムを利用する際に必要なもの

- ①インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン
 - ②受信可能なメールアドレス
 - ③マイナンバーカード(読み込むためのスマートフォンまたはカードリーダー)
- *②や③が不要な手続きもあります。

システムの利用にあたって

五所川原市電子申請・届出システムのホームページ(https://s-kantan.jp/city-goshogawara-aomori-u/offer/offerList_initDisplay.action)から、24時間いつでも手続きが可能です。



問い合わせ先

デジタル行政推進課 内線2122

マイナンバーカードが必要な手続きもあるので、ぜひ取得しましょう！



オンラインで行える手続き

▷水道の使用開始、中止、休止、廃止の届出	▷一般廃棄物搬入許可申請
▷犬の登録事項の変更届	▷犬の死亡届
▷後援名義の使用申請	▷市民活動団体登録および登録変更の申込
▷児童手当等の現況届	▷児童手当等の受給資格および児童手当の額についての認定請求
▷児童手当等の額の改定の請求および届出	▷児童手当等の受給事由消滅の届出
▷未支払の児童手当等の請求	▷児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出
▷児童扶養手当の現況届	▷子どものための教育・保育給付認定の申請
▷保育施設等の利用申込	▷保育施設等の現況届
▷妊娠の届出	▷【災害】り災証明書等の発行申請
▷介護保険負担割合証の再交付申請	▷介護保険負担限度額認定申請
▷住所移転後の要介護・要支援認定申請	▷居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
▷居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	▷居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
▷被保険者証(介護保険)の再交付申請	▷要介護・要支援区分変更の申請
▷要介護・要支援更新認定の申請	▷要介護・要支援認定の新規申請
▷高額介護(予防)サービス費の支給申請	▷名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求
▷広報ごしよがわら広告掲載申込	▷五所川原市ホームページ広告掲載申込
▷図書館貸出券交付申込	